

令和8年度 大阪市ネーミングライツパートナー一斉募集事業にかかる
ネーミングライツパートナー紹介協力広告代理店
募集要項

大阪市では、民間企業等との協働により、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上を図ることを目的として、市の所有する施設又は市が実施するイベント等（以下「対象施設等」という。）に対して、法人名、商品名及びブランド名等を冠した愛称を付与していただくネーミングライツ事業を実施することとし、ネーミングライツパートナーを募集しています。

このたび、より多くのネーミングライツパートナーの獲得に向け、本事業を周知のうえ本市に見込顧客を紹介していただける広告代理店（以下「NR 紹介協力代理店」という。）を募集します。

本募集要項において、下記①～④に掲げる用語の定義は、次のとおりとします。

① ネーミングライツ（NR）

対象施設等に条例等で定める名称に代えて使用する愛称を付与する権利

② ネーミングライツパートナー

上記①の権利を取得した民間企業等（以下「パートナー」という。）

③ ネーミングライツパートナーシップ協定

ネーミングライツ及び当該ネーミングライツに関連して特定の役務の提供を受ける権利その他ネーミングライツに関連する特定の権利を民間企業等に付与し、それに対する対価を得ることを目的とする協定

④ 見込顧客

ネーミングライツパートナー一斉募集事業に申し込み、ネーミングライツを取得する意思がある民間企業等

1 募集の概要

本市にパートナーとなる見込顧客の紹介を行っていただける NR 紹介協力代理店を募集します。

本市とネーミングライツパートナー紹介契約を締結した後、自社の持つノウハウやネットワークを活かしながら、ネーミングライツパートナー一斉募集事業を周知のうえ、本市に見込顧客を紹介してください。

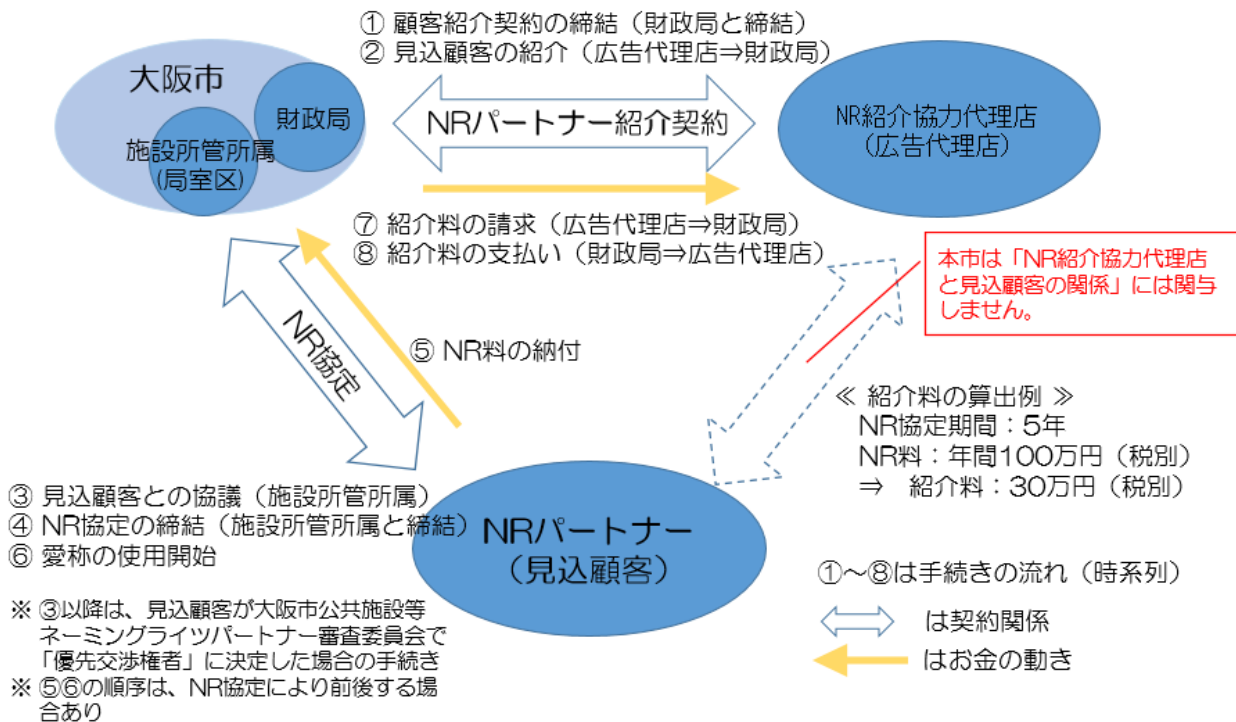
本市に見込顧客を紹介し、実際にネーミングライツパートナーシップ協定が締結でき、愛称の使用が開始されたときは、NR 紹介協力代理店からの請求により本市から NR 紹介協力代理店に対し紹介料をお支払いします。

契約条件は、別添「令和8年度大阪市ネーミングライツパートナー一斉募集事業にかかるネーミングライツパートナー紹介契約書（ひな型）」で必ずご確認ください。

※ネーミングライツパートナー一斉募集事業の申込手続き及びネーミングライツパートナーシップ協定の締結にかかる手続きの代行を求めるものではありません。

NR 紹介協力代理店が見込顧客に代わりネーミングライツパートナー一斉募集事業の申込手続きを代行することも可能ですが、この手続きの代行に対する対価の支払いはありません。

【参考】スキーム図



（１）NR 紹介協力代理店のメリット

本市に見込顧客を紹介し、実際に本市が見込顧客とネーミングライツパートナーシップ協定を締結し、愛称の使用を開始したときは、NR 紹介協力代理店からの請求により本市から NR 紹介協力代理店に対し本市から紹介料を受け取れます。

（２）NR 紹介協力代理店の要件

次の各号に掲げる要件のすべてを満たす方が申し込みできます。

- ① 大阪市内に事業所等（支社、支店、営業所等を含む。）を有すること。
- ② 大阪市入札参加有資格者名簿において「04 映画等制作・広告・催事、印刷－02 広告代行」に登録していること。
- ③ 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- ④ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- ⑤ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の決定を受けていないこと。
- ⑥ 市税を滞納していないこと。

2 業務内容

NR紹介協力代理店は、本市と締結する大阪市ネーミングライツパートナー一斉募集事業にかかるネーミングライツパートナー紹介契約に基づき、見込顧客を紹介してください。

見込顧客の紹介は、当該見込顧客と調整を経た書面（様式 1）により行い、NR紹介協力代理店は本市に対して、当該見込顧客に関する情報（名称、所在地、担当者の氏名及び連絡先等）を提供してください。

様式 1 は、様式 1 記載の見込顧客がネーミングライツパートナー齊募集事業にかかる申込書を本市に提出するまでに、本市に電子メール（様式 1 をメールに添付）で提出してください。

なお、電子メール以外の提出（郵送や窓口持参）は認めません。

提出先：大阪市財政局財務部財源課（税財政企画グループ）

大阪市ネーミングライツパートナー齊募集事業担当

電子メールアドレス：da0013@city.osaka.lg.jp

NR紹介協力代理店が様式 1 を提出した日の翌日から起算して30日以内に、様式 1 記載の見込顧客がネーミングライツパートナー齊募集事業にかかる申込書を本市に提出しなかったときは、NR紹介協力代理店が提出した当該様式 1 は無効となります。ただし、同じ見込顧客を再び紹介することは可能です。

※業務内容の詳細は、別添「令和 8 年度大阪市ネーミングライツパートナー齊募集事業にかかるネーミングライツパートナー紹介契約書（ひな型）」第 2 条「顧客の紹介」をご参照ください。

見込顧客への事業周知・営業活動に必要なネーミングライツパートナー齊募集事業にかかる情報（対象施設、応募条件等）は、大阪市ホームページに掲載するほか、ホームページ掲載後に電子メールで提供します。

見込顧客を探すにあたって、ネーミングライツパートナー齊募集事業にかかる情報を提供するときは、NR 紹介協力代理店の責任において行うものとし、本市が提供した資料もしくは本市が許可した資料、情報等を使用してください。

3 契約期間

契約の有効期間は契約締結日から契約締結日が属する年の翌年の 9 月 30 日まで（ただし、契約締結日が 1 月 1 日から 9 月 30 日までの場合は契約締結日が属する年の 9 月 30 日まで）となります。

ただし、契約満了の 1 か月前までにNR紹介協力代理店又は本市が書面（NR紹介協力代理店が申し出るときは様式 2 を使用してください）により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から 1 年間、契約は更新されるものとします。また、契約更新は最大で 2 回まで可能です。

4 契約金

この契約は、本市に見込顧客を紹介し、実際にネーミングライツパートナーシップ協定が締結でき、愛称の使用が開始されたときに、NR 紹介協力代理店からの請求により本市から NR 紹介協力代理店に対し紹介料をお支払いするものであり、本市とネーミングライツパートナー紹介契約を締結するにあたっては、契約金は発生しません。

5 紹介料

（1）本募集にかかる紹介料（総額）

本募集にかかる紹介料の支払いは、当該紹介料に係る予算の成立を条件とします。また、紹介料の総額については、NR 紹介協力代理店から請求のあった年度の予算額を上限とします。

(2) 各見込顧客の紹介にかかる紹介料

見込顧客がパートナーとなり、ネーミングライツパートナーシップ協定に基づく愛称の使用を開始したときは、NR紹介協力代理店からの請求により本市からNR紹介協力代理店に対し紹介料を支払います。

紹介料は、本市がネーミングライツパートナーとネーミングライツパートナーシップ協定で定めるネーミングライツ料（年額・税別）の30%相当額（税別）とします。

複数の見込顧客の紹介があった場合は、その見込顧客におけるネーミングライツパートナーシップ協定に基づく愛称の使用が開始された日が早い順に（愛称の使用が開始された日が同日の場合は、NR紹介協力代理店からの様式1の提出時点が早いものから順に）優先して紹介料を支払うこととします。

なお、本募集において支払う紹介料の総額が予算額を超過した場合には、紹介料の全額（ネーミングライツ料（年額・税別）の30%）を支払えない場合があります。（複数の見込顧客の紹介があった場合は、上記で定めた順番により紹介料を支払います。）

紹介料の支払いは、本市がネーミングライツパートナーと締結するネーミングライツパートナーシップ協定の期間に関わらず、1回限りとします。なお、協定が更新された場合も、同一の協定とみなし、紹介料は支払いません。

6 費用

見込顧客の紹介に関連する経費その他の一切の費用は、NR紹介協力代理店の負担とします。

7 募集する NR 紹介協力代理店数

上限はありません。

8 申込方法

大阪市行政オンラインシステムからお申し込みください。

<https://lgpos.task-asp.net/cu/271004/ea/residents/portal/home>

提出書類

- ・商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- ・市税にかかる納税証明書（直近年度分）

上記提出書類は、スキャナーで読み込む等し、電子データとして添付してください。

9 申込受付期間

令和8年7月末まで

※本募集にかかる紹介料の総額が予算額に達した場合は、申込みを打ち切ります。

10 NR 紹介協力代理店の決定

申込みがあった場合、1（2）の要件に適合することを確認したうえで、契約候補者として決定し、申込者あて連絡しますので、本市と大阪市ネーミングライツパートナー一斉募集事業にかかるネーミングライツパートナー紹介契約を締結してください。

契約締結後、大阪市ホームページで法人名、契約期間を公表します。

11 問い合わせ先

〒530-8201 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号 大阪市役所 6 階
大阪市財政局 財務部 財源課（税財政企画グループ）
電話番号：06-6208-7739 ファックス：06-6202-6951
メールアドレス：da0013@city.osaka.lg.jp